

保育園・認定こども園を利用している  
お子さんの保護者の皆様へ

## 【阿賀野市独自軽減】 令和6年4月から、**第2子以降**の **保育料が無償となります！**

- 令和6年4月から、上の子の年齢や所得にかかわらず、阿賀野市に住所がある第2子以降のお子様については保育料を無償化するため、市や保育施設に保育料を支払う必要がなくなります。

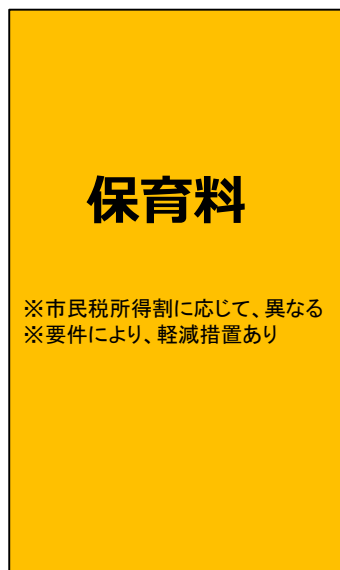


第2子以降

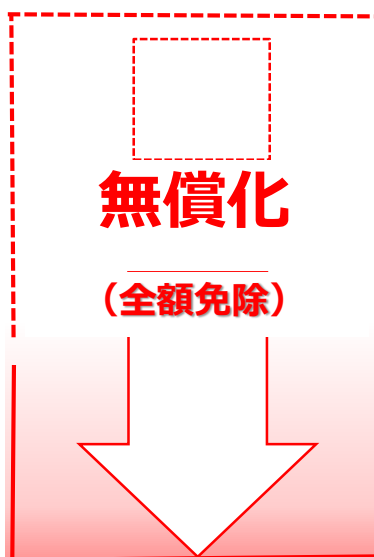
### 保育料無償化（市単免除対象者）のイメージ図～

これまで

令和6年4月～



保護者  
負担



第2子以降の保育料  
を無償化します。



これでパパママも安心して  
子育てできるようになるね！

#### 問い合わせ先

阿賀野市役所民生部社会福祉課児童福祉係 TEL:0250-62-2510（保育園・認定こども園に関すること）

阿賀野市教育委員会学校教育課学事係 TEL:0250-62-2790（京ヶ瀬幼稚園に関すること）